

公共下水道供用開始区域が広がります

5月1日から、大磯・東小磯・西小磯・国府本郷及び国府新宿地区の一部が、新たに下水道供用開始（公共下水道が使用できる）します。

すでに公共下水道が使用できる区域にお住まいでまだ接続していない方は、生活環境の向上と水質保全のために早めの接続をお願いします。

【早期接続のお願い】

公共下水道が使える区域に該当した方は、家庭などからの汚水を、公共下水道に直接流すための排水設備を設置し、公共下水道に接続させる工事（改造工事）を行ってください。

くみ取りトイレを利用の方は、供用開始日（公共下水道が使える日）から3年以内に水洗トイレに改造し、し尿処理浄化槽を使用の方も遅滞なく浄化槽を廃止し、公共下水道に接続することが義務づけられています。

町では、供用開始日から3年以内に接続をする場合には、一定の条件を設けて排水設備設置費に対する助成として、奨励金を交付しています。

また、排水設備設置に要する費用を借り入れる場合には、融資あっせん制度があります。

なお、排水設備工事は、必ず町指定工事店に申し込んでください。

【奨励金の交付額】

改造工事費用	供用開始からの経過年数		
	1年目	2年目	3年目
5万円以上15万円未満	12,000円	8,000円	4,000円
15万円以上30万円未満	21,000円	14,000円	7,000円
30万円以上40万円未満	27,000円	18,000円	9,000円
40万円以上	30,000円	20,000円	10,000円

※排水設備設置費用、供用開始経過年数に応じて、交付します。

(例) 排水設備設置費用が35万円で供用開始からの経過年数が1年目の場合は、奨励金の交付額は2万7千円となります。

問 下水道課

☎ 内線 214

昭和56年5月以前の建物にお住いの方々へ 住宅の耐震診断を受けてみませんか



町の建物の約3割は旧耐震基準建物の地盤にも寄りますが、旧耐震基準の建物は一般的に震度5以上で、倒壊する危険性が非常に高くなっています。

今年度より耐震診断補助額の拡充

町では旧耐震基準の家屋をお持ちの方に対して、まずは住宅の健康診断にあたる「住宅の耐震診断」を積極的に推進し、自分の家がどの程度危険なのか、どの程度安全なのかを知ってもらうきっかけづくりを行います。

▼対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅、アパート、マンションを含む全ての住宅

◎耐震診断（40件を予定）

従来からの一般補助限度額6万円に加え、新たに、緊急輸送道路（国道1号、県道等沿線）に接している戸建住宅に対しては、限度額を7万円に、また、一般緊急輸送道路沿道に関わらず、世帯員全員の方が町民税非課税（前2年以上）の場合は、限度額を7.5万円に拡充します。

◎耐震補強設計（5件を予定）

補助限度額10万円（アパートは、1棟あたり5万円を限度）

◎耐震補強工事監理（5件を予定）

補助限度額5万円（アパートは、1棟あたり2.5万円を限度）

◎耐震補強工事（5件を予定）

補助限度額50万円（アパートは、1棟あたり25万円を限度）

▼申請受付

5月8日（月）より受付開始

▼受付申請〆切

耐震診断は、12月28日（木）まで

耐震設計・補強工事は、11月末日まで

※詳細は、お問い合わせください。

問 都市計画課

☎ 内線 242

防犯灯・カーブミラーにかかる 樹木の枝下ろしにご協力を

夏になると木々が生い茂り、防犯灯の明かりやカーブミラーの視界をさえぎり、十分な役割を果たさなくなる場合があります。自宅に隣接している防犯灯やカーブミラーの設置がある場合は、樹木の枝下ろしにご協力をお願いします。



問 町民課

☎ 内線 237

女性消防団員が 入団しました

今後、火災予防の広報、応急手当の普及啓発等の活躍が期待されます。



問 消防総務課

☎ (61) 0911